

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公表番号】特表2008-539928(P2008-539928A)

【公表日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2008-046

【出願番号】特願2008-510674(P2008-510674)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

【FI】

A 6 1 M 29/00

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月28日(2009.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インプラント配送装置であって、

近位部分及び遠位部分を備えた第1のシャフトを有し、前記第1のシャフトは、外面と、長手方向軸線に沿って第1の内腔を構成する内面とを有し、前記遠位部分は、先端部を有し、前記先端部は、前記長手方向軸線に向かって遠位方向にテーパするテーパ部を有し且つ遠位開口で終端し、

近位部分及び遠位部分を備えた第2のシャフトを有し、前記第2のシャフトは、内面を有し、この内面は、近位部分と遠位部分との間に配置され且つ第1の断面を有する第2の内腔を構成し、

前記第2のシャフトは、前記第2の内腔が前記第1の内腔とほぼ同軸であるように且つチャンバを構成するように前記第1の内腔内に配置され、前記第2のシャフトの遠位部分は、前記第1のシャフトの遠位開口と連通した開口を有するポート部で終端し、前記ポート部は、前記第1の断面よりも大きい第2の断面を有する、インプラント配送装置。

【請求項2】

前記ポート部は、前記第1のシャフトの内面に向かう方向に延びるフレア状部分を有する、請求項1に記載のインプラント配送装置。

【請求項3】

前記ポート部は、前記フレア状部分の遠位側に位置し且つ前記長手方向軸線と平行な部分を有する、請求項2に記載のインプラント配送装置。

【請求項4】

前記遠位部分は、前記ポート部の少なくとも一部分が実質的に円錐台形になるように前記長手方向軸線を包囲する、請求項2に記載のインプラント配送装置。

【請求項5】

前記フレア状部分は、前記ポート部の少なくとも一部分が実質的にチューリップ形状になるように前記長手方向軸線を包囲する、請求項2に記載のインプラント配送装置。

【請求項6】

更に、近位部分及び遠位部分を備えた内側シャフトを有し、前記内側シャフトは、外面と、内腔を構成する内面を有し、前記内側シャフトは、前記第2のシャフトの遠位部分によりガイドワイヤを前記第1のシャフトの遠位開口から前記内側シャフトの内腔に差し向

けるように前記第2のシャフトの内腔内に配置される、請求項1～5の何れか1項に記載のインプラント配送装置。

【請求項7】

前記内側シャフトの外表面は、前記第2のシャフトの内面と実質的に隣接する、請求項6に記載のインプラント配送装置。

【請求項8】

前記第2のシャフトは、それが前記第1のシャフトに対して前記長手方向軸線に沿って摺動可能であるように前記内側シャフトに結合される、請求項6に記載のインプラント配送装置。

【請求項9】

前記第2のシャフトの近位部分は、前記内側シャフトの遠位部分と近位部分との間の前記内側シャフトの一部に沿って終端する、請求項6に記載のインプラント配送装置。

【請求項10】

前記内側シャフトの外表面は、前記長手方向軸線を横断する最大距離を有し、前記第2のシャフトの内表面は、前記長手方向軸線を横断する最大距離を有し、前記第2のシャフトの最大横断距離は、前記内側シャフトの最大横断距離よりも約10%大きい、請求項6に記載のインプラント配送装置。

【請求項11】

前記先端部の外表面及び内表面は、壁を構成する、請求項1～10の何れか1項に記載のインプラント配送装置。

【請求項12】

前記壁は、前記長手方向軸線に沿う方向に前記近位部分から前記遠位開口まで減少する厚さを有する、請求項11に記載のインプラント配送装置。

【請求項13】

前記壁の厚さは、最大約0.2ミリメートルから最小約0.1ミリメートルまで減少する、請求項12に記載のインプラント配送装置。

【請求項14】

前記壁の厚さは、前記先端部の軸線方向長さ全体にわたって実質的に一定の割合で減少する、請求項13に記載のインプラント配送装置。

【請求項15】

前記先端部のテーパ部は、前記長手方向軸線と平行な線に対して鋭角をなし、前記鋭角は、約 8° ～約 20° である、請求項1～14の何れか1項に記載のインプラント配送装置。

【請求項16】

前記第1のシャフトの遠位部分は、前記チャンパ内のインプラントの位置を特定するための少なくとも1つの放射線不透過性マーカを有する、請求項1～15の何れか1項に記載のインプラント配送装置。

【請求項17】

前記少なくとも1つの放射線不透過性マーカは、前記第1のシャフトに固着させた環状部材を有し、この環状部材は、約90%の白金及び約10%のイリジウムを含む、請求項16に記載のインプラント配送装置。

【請求項18】

前記先端部の近位側における前記第1のシャフトの外表面と内表面は、前記遠位部分から前記近位部分に向かう方向に約0.2ミリメートル～約0.3ミリメートルの範囲で増大する肉厚を有する、請求項1～17の何れか1項に記載のインプラント配送装置。

【請求項19】

前記先端部は、ジュロメータが約40DのPEBA X（登録商標）で実質的に作られる、請求項1～18の何れか1項に記載のインプラント配送装置。

【請求項20】

前記第1のシャフトは、少なくとも2つのスリットを有し、前記少なくとも2つのスリ

ットは、互いに前記遠位開口の直径方向反対側において、前記先端部の長さによって軸線方向に延びる、請求項 1 ~ 19 の何れか 1 項に記載のインプラント配送装置。

【請求項 21】

前記ポート部は、前記先端部と前記第 2 のシャフトの内腔との間を連通させる孔を有する、請求項 1 ~ 20 の何れか 1 項に記載のインプラント配送装置。

【請求項 22】

前記インプラント配送装置は、ステント及びステントグラフトの一方を更に有する、請求項 1 ~ 21 の何れか 1 項に記載のインプラント配送装置。